

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし、政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査結果が昨年3月に公表されたが、40～64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市へは「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

そこで政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 より身近な場所で相談支援を行うため、都道府県や政令市以外でもきめ細かな相談に対応できる体制を構築するとともに、相談支援窓口における支援員を充実させること。
- 2 相談支援体制の機能強化を行う経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- 3 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、地方自治体における「ひきこもりサポート事業」の強化を図ること。
具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保。さらには家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

藤 枝 市 議 会
議 長 藪 崎 幸 裕